

【概要版】

「ご長寿いきいき富士山（^{みんな}3776^{なろう}）計画」

～地域共生社会の実現を目指して～

第9次富士宮市高齢者福祉計画 第8期富士宮市介護保険事業計画

【計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】



©富士宮市さくやちゃん

富士宮市

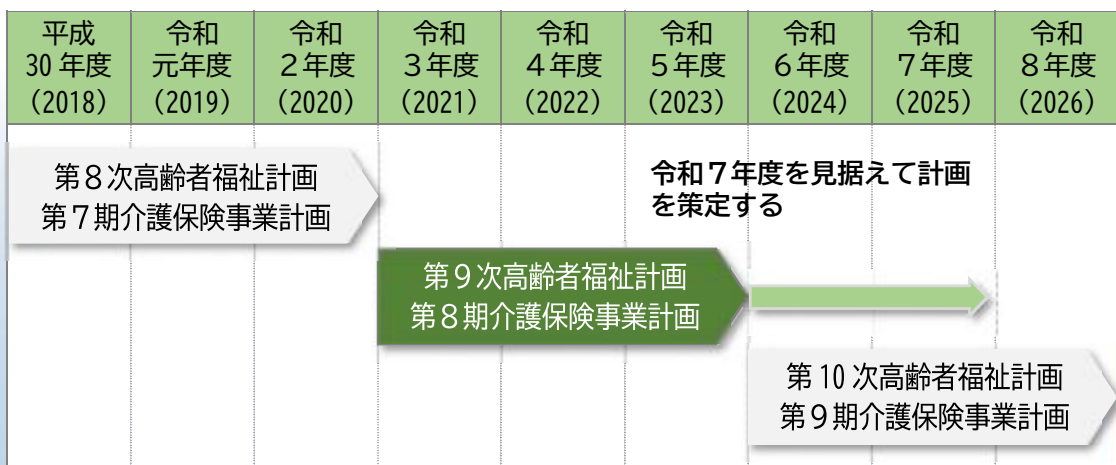
1 計画策定の社会的背景

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会でも高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した自分らしい暮らしを続けていくためには、地域包括ケアシステムを深化する必要があります。

意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、高齢者のみならず若年層も含めて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人一人の暮らしや生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）」を策定します。

2 計画の期間

第8期計画の期間は、介護保険法の規定により「介護保険事業計画」は3年を一期として定める必要があることから、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。



3 計画の基本理念

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域共生社会の実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「地域で楽しく一人ひとりが役割を持てるオール富士宮」とします。

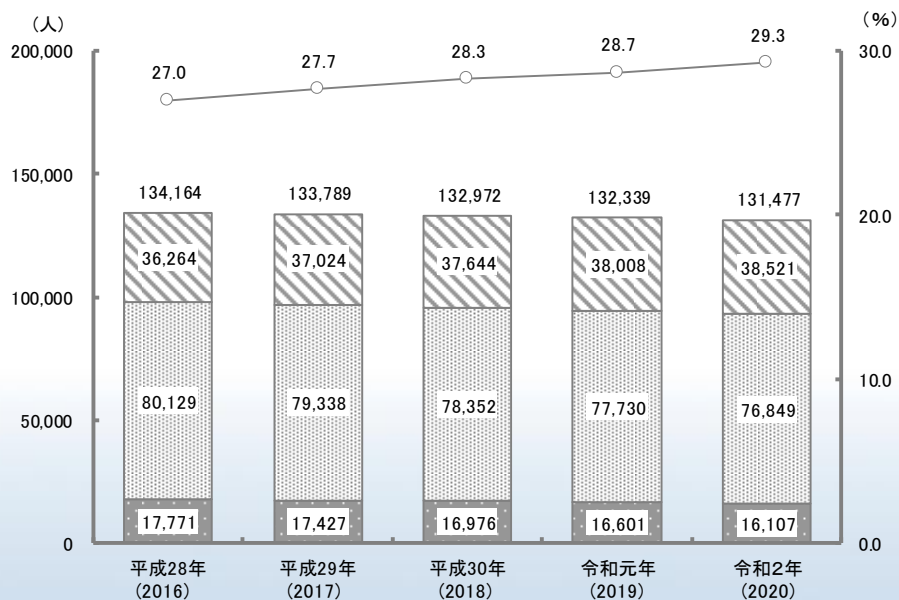
**地域で楽しく一人ひとりが
役割を持てるオール富士宮**

4 人口の推移と推計

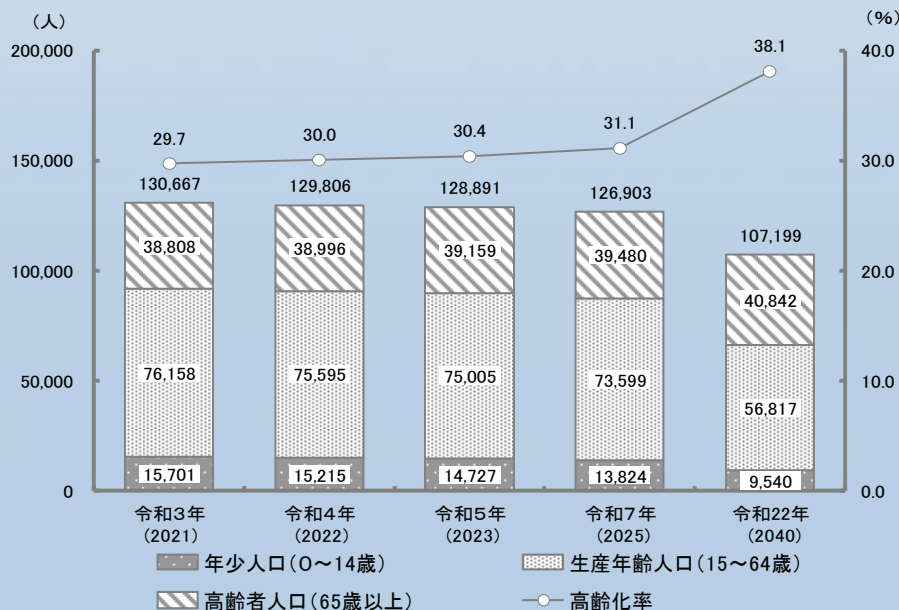
本市の総人口は減少傾向にあり、令和2（2020）年に131,477人となっています。一方、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率も上昇し、令和2（2020）年で38,521人（高齢化率29.3%）となっています。

今後も、総人口は、緩やかに減少し令和5（2023）年に128,891人、令和7（2025）年に126,903人、令和22（2040）年に107,199人と推計されます。一方で高齢者人口は増加を続け、高齢化率も上昇し、令和5（2023）年に39,159人（高齢化率30.4%）、令和7（2025）年に39,480人（高齢化率31.1%）、令和22（2040）年に40,842人（高齢化率38.1%）と推計されます。

年齢3区分別人口の推移と推計



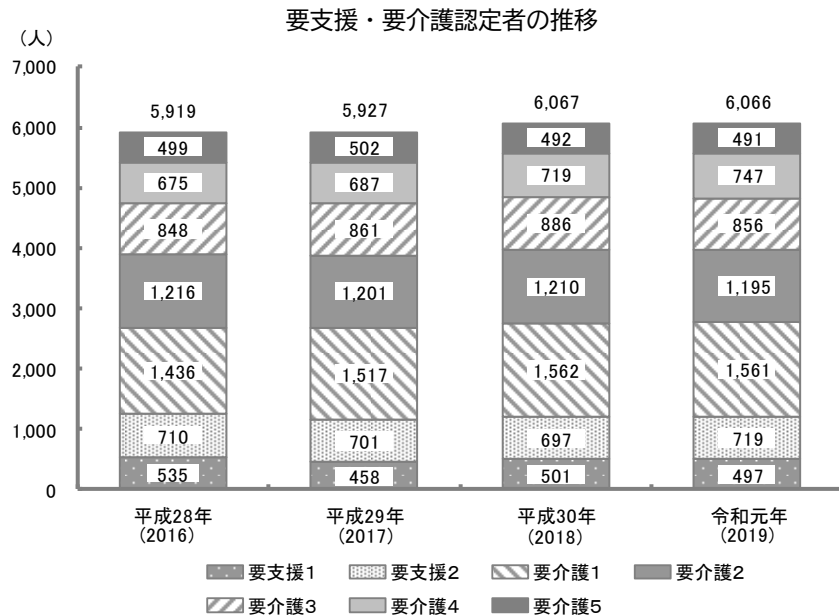
資料：富士宮市人口統計（各年10月1日現在）



※平成28（2016）年から令和2（2020）年の10月1日の住民基本台帳に基づきコーホート変化率法により算定

5 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和元（2019）年に6,066人となっています。



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情及びその他の社会的条件等の要因を勘案して定めます。

本計画では、富士宮市地域福祉推進計画との調和を勘案し、第3期計画において設定した日常生活圏域を踏襲して自治会の支部を日常生活圏域とします。

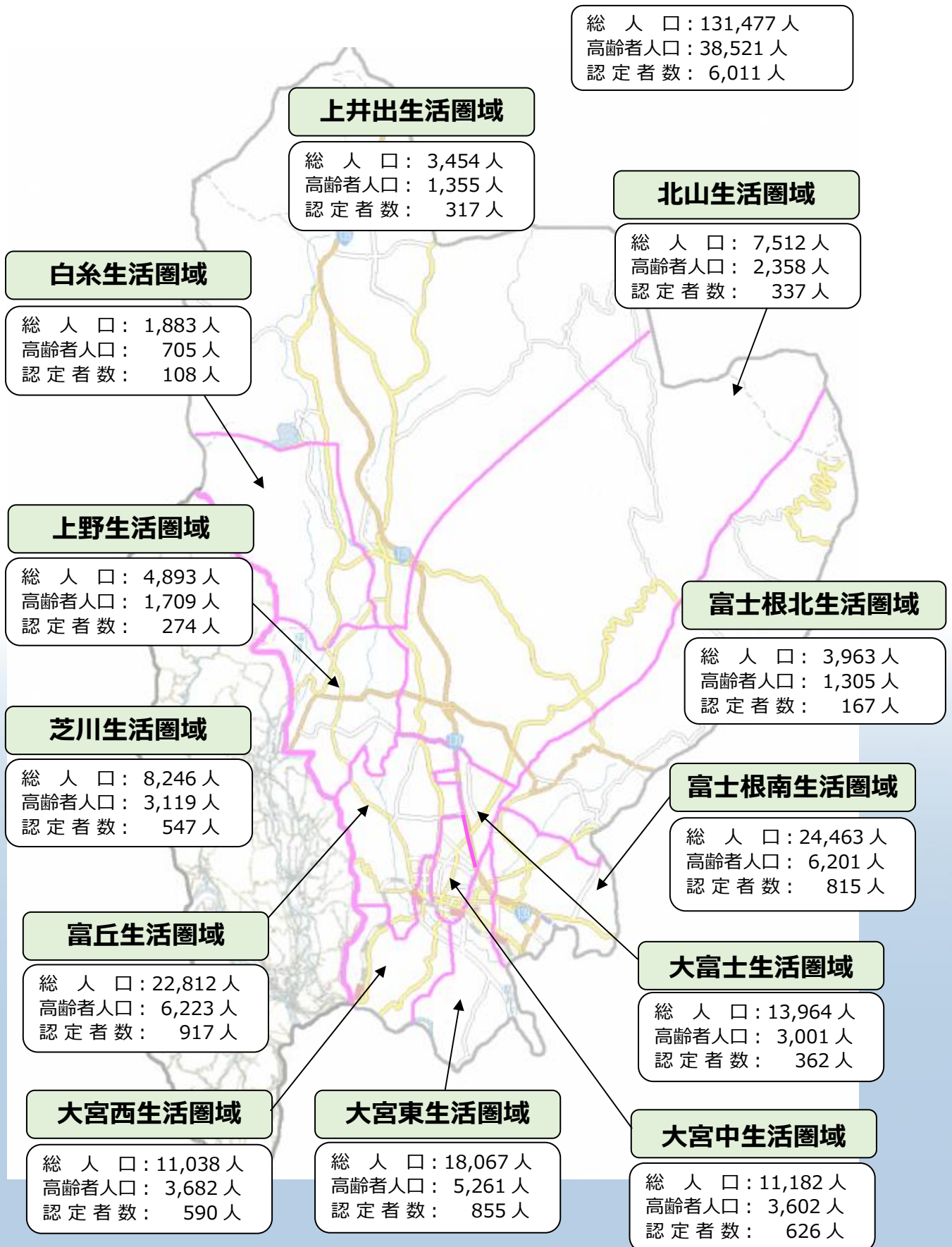
【自治会支部を生活圏域とするメリット】

自治会は、地域におけるコミュニティの基本単位となっており、敬老会等地域の催しの多くは自治会の支部を単位として行われています。そのため、住民の生活や意識に強く根付いています。

また、民生委員・児童委員の担当区域、地域包括支援センターの分担地域等が、自治会の支部に従って設定されていることから、他の福祉施策との整合性等が取りやすいと思われます。また、小・中学校の校区、富士宮市都市計画マスタープラン等も、自治会の支部による地域区分を採用していることから、教育や都市整備等との整合を図りやすいと思われます。

〔生活圏域の状況〕

※令和2（2020）年10月1日現在



7 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

地域で楽しく一人ひとりが役割を持てるオール富士宮

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 生活支援体制整備の推進
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 在宅医療と介護の連携

2 健康づくり・介護予防の推進

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

3 高齢者の地域生活支援の充実

- (1) 在宅福祉サービス
- (2) 家族介護支援サービス
- (3) 高齢者の権利擁護

4 地域支援体制の確保と社会参加の促進

- (1) 地域活動団体の活動支援・育成
- (2) シルバー人材センターの支援
- (3) 敬老事業

5 安心・安全に暮らせるまちづくり

- (1) 安心・安全な生活環境
- (2) 安心・安全に生活できるための支援
- (3) 災害や感染症対策に係る体制整備

6 介護保険サービスの充実

- (1) 介護サービスの質の維持・向上
- (2) 介護給付適正化

8 計画の具体的な取組み

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

高齢者を地域で支えるため医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する地域包括ケアシステムを推進するとともに、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりを進めます。

【施策の方向性】

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの課題分析力や個別課題への対応力の向上を目指し、基幹的機能及び運営体制の整備を行い、職員の資質向上のための各種研修会の実施に取り組みます。

地域ケア会議の実施、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業等、他の包括的支援事業と連動させ、地域の多様な関係者とともに、地域の課題に取り組むことができるよう地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

さらに、地域包括支援センターに委託する総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、指定介護予防支援を適切に行うことができるよう、地域包括支援センターの人員配置を見直し、委託業務の内容と業務量に応じて、必要な人員の配置を行います。

【地域包括支援センター担当圏域】

生活圏域	属する自治会	地域包括支援センター
上井出、北山、白糸、上野	猪之頭、上井出、芝山、人穴、麓、根原、富士丘、北山、山宮、内野、狩宿、半野、原、上条、下条、精進川、馬見塚	北部 地域包括支援センター
富士根北、富士根南	粟倉、舟久保、村山、粟倉南、上小泉、大岩、杉田、小泉	富士根 地域包括支援センター
大宮中、大宮東の一部	常盤、浅間、神田、木の花、城山、高嶺、宮本、琴平、三園平、二の宮、ひばりが丘、神田川、黒田、星山1区、貫戸、山本、高原、田中	南部 地域包括支援センター
大宮東の一部	日の出、瑞穂、大和、咲花、阿幸地、源道寺、清水窪、富士見ヶ丘	富士宮市 地域包括支援センター
大富士、富丘	万野、万野希望、外神東、宮原1区、宮原、淀師、淀橋、大中里、青木、外神、青木平	中部 地域包括支援センター
大宮西、芝川	神立、松山、羽衣、貴船、神賀、福地、野中、星山2区、安居山、沼久保、西山、大久保、長貫、上羽鮒、下羽鮒、稗久保、香葉台、内房、大鹿窪、猫沢、明光台、上柚野、下柚野、鳥並、上稲子、下稲子	西部 地域包括支援センター

(2) 生活支援体制整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療や介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活の支援が求められています。

地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

2025年に向けて、「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」を進め、「地域づくり」の取組として、多様な主体による日常的な生活支援の充実や、住民の社会参加促進による健康づくり、介護予防、生活課題解決のための住民同士の互助を支える仕組みづくりを進めます。

また、「個別支援」と「地域支援」を有機的につなぎ合わせ、人と場、さらには人の生活と地域をつなぐ取組を行います。

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らせるまちを目指します。

(4) 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療と介護の連携を図ります。



2 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、できる限り介護が必要な状態（要介護状態）にならないように、また、要介護状態となってもできる限りその悪化を防ぐように、高齢者の QOL（生活の質）の向上を目指し、自立支援のための効果的な健康づくり・介護予防の取組を推進します。

[施策の方向性]

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業の取組の中で、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

(2) 一般介護予防事業

第6次富士宮市健康増進計画により定められた基本理念「こころかろやか からだいきいき 地域でささえる健康づくり」を目指した基本方針、施策、取組目標に基づいて「疾病の発症・重症化予防」「より良い生活習慣の確立」「食育の推進」「歯と口の健康づくり」「健康を守り支え合う社会環境の整備」の目標を設定し、その目的を「健康寿命の延伸」と位置付け、健康づくりと連携し、要介護状態のきっかけとなるフレイル予防（身体、認知、口腔、栄養等の心身の衰えの予防）やロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防等の介護予防を推進します。

本計画では、65歳以上の第1号被保険者とその支援者を対象とした一般介護予防を介護予防への取組の基礎として、一般介護予防事業の目的である住民通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じたより良い地域づくりにつなげるものとし、「要支援状態になることをできる限り防ぐ」「要介護状態になってもそれ以上に悪化させないようにする」地域づくりを推進します。



(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は、複数の疾患を抱えていることに加え、要介護状態になる前段階であっても身体的な衰えだけでなく、精神的、心理的、社会的脆弱性といった様々な課題と不安を抱えやすい傾向にあり、疾病の発症・重症化予防と生活機能の維持の両面にわたる支援を必要としています。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について後期高齢者医療広域連合と連携し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

本事業の目的は、生活機能の改善など介護予防や疾病の発症・重症化予防等を通して健康寿命の延伸を図ることです。

3 高齢者の地域生活支援の充実

高齢者の日常生活を支援するために、高齢者やその家族の各種相談に応じることのできる体制を築くとともに、在宅生活を継続するための支援事業を充実させていきます。

[施策の方向性]



(1) 在宅福祉サービス

一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び認知症高齢者の増加により、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するための支援が必要となっていることから、介護保険制度や保健施策と連携を図りながら安全で安心な在宅生活を支援するためのサービスを提供します。

(2) 家族介護支援サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために重要な要素である家族介護者を支援するため、徘徊検索システムの利用支援やねたきり老人等介護手当の支給をします。

(3) 高齢者の権利擁護

高齢者の中には、認知症や障がい等によって、財産管理や介護・福祉サービスの利用に必要な情報の入手、理解、判断、契約等ができず、不安を抱えている人がおり、地域生活で困難を抱えた高齢者を成年後見制度等の制度やサービスにつなぐことにより、高齢者の権利擁護を図ります。

4 地域支援体制の確保と社会参加の促進

高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら自らが支える側となって活躍し、いつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。

[施策の方向性]

(1) 地域活動団体の活動支援・育成

高齢化の進行により、身近な地域での高齢者の役割が大きくなり、様々な活動への高齢者の参加が必要となっています。

本計画においては、高齢者がこれまでに培った知識や経験を生かせるよう、小地域や細地域での活動に参加しやすい環境を整備するため、これらの活動の中心である富士宮市社会福祉協議会と連携して活動環境の整備に努めます。

(2) シルバー人材センターの支援

富士宮市シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実及び社会参加を図るため、高齢者に社会参加・社会貢献の機会を提供しています。

市は、このような役割を担う富士宮市シルバー人材センターを支援し、高齢者の多様な社会参加・社会貢献の機会を確保することにより、高齢者が今まで培った知識や能力を発揮し、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献できるよう努めます。



(3) 敬老事業

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者に、敬愛と感謝を伝え、長寿を祝うことを目的とする事業を行います。

5 安心・安全に暮らせるまちづくり

高齢者が気軽に出かけられる交通環境の整備や利用しやすい公共施設の整備、快適な居住環境の整備、防災・防犯対策など高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

【施策の方向性】

(1) 安心・安全な生活環境

(2) 安心・安全に生活できるための支援

(3) 災害や感染症対策に係る体制整備



災害や感染症が発生しても、社会福祉施設等においては、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、そのためには事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが必要です。

また、災害や感染症の発生時において、社会福祉施設等は、被災等により職員確保が困難となっている施設・事業所への職員派遣等の役割が期待されています。

6 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活をするため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

【施策の方向性】

(1) 介護サービスの質の維持・向上

本市では、介護サービス提供体制の確保を図るため、適切な施設整備を行います。

また、要介護者等がより質の高い介護サービスを受けられるようにするために、指導・監督等を行って介護事業所の育成・支援の推進を行います。

(2) 介護給付適正化（第5期富士宮市介護給付適正化計画）

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ります。

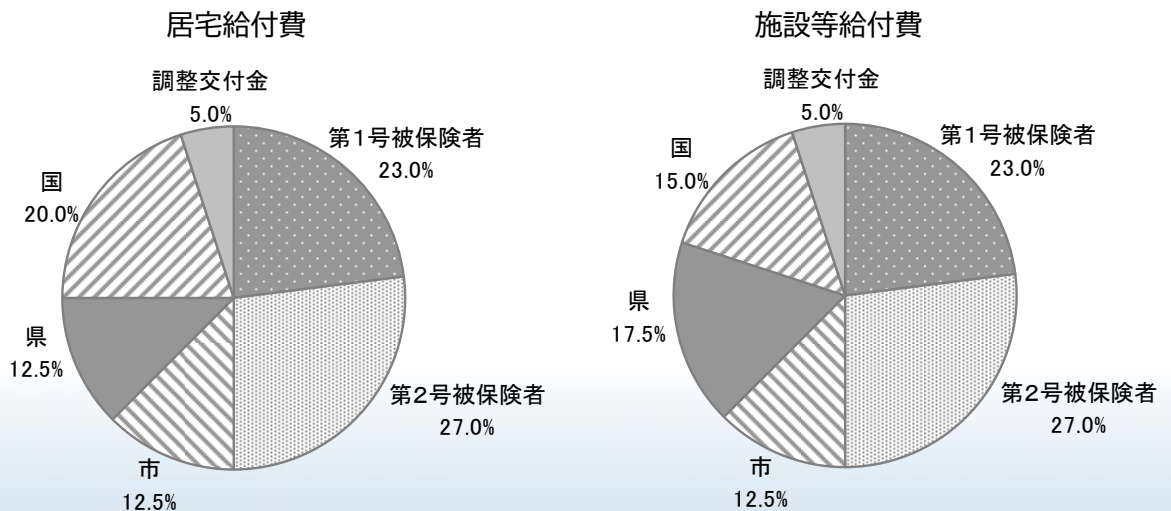
9 第1号被保険者の保険料算定方法の見込み

(1) 介護保険の財源（負担割合）

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた費用の負担割合は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。

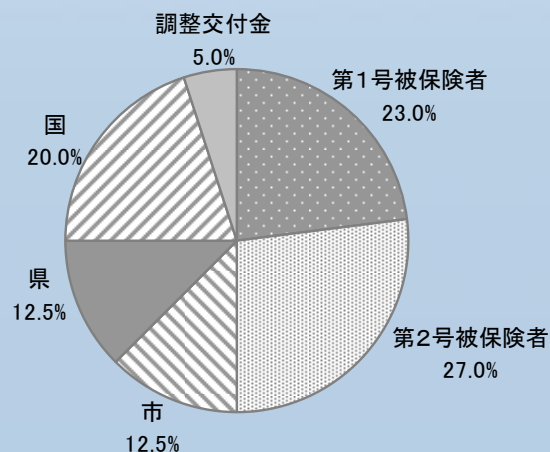
また、第8期計画の被保険者負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%となります。（第7期計画時の負担と同じです。）

■介護保険給付費

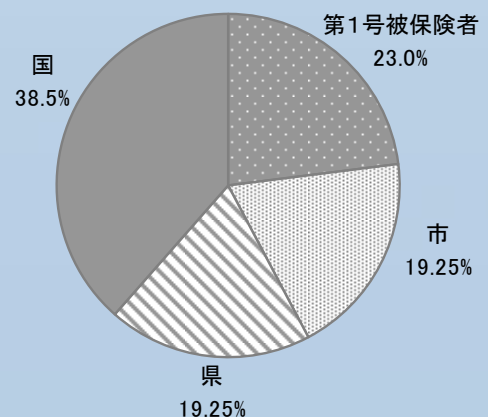


■地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費



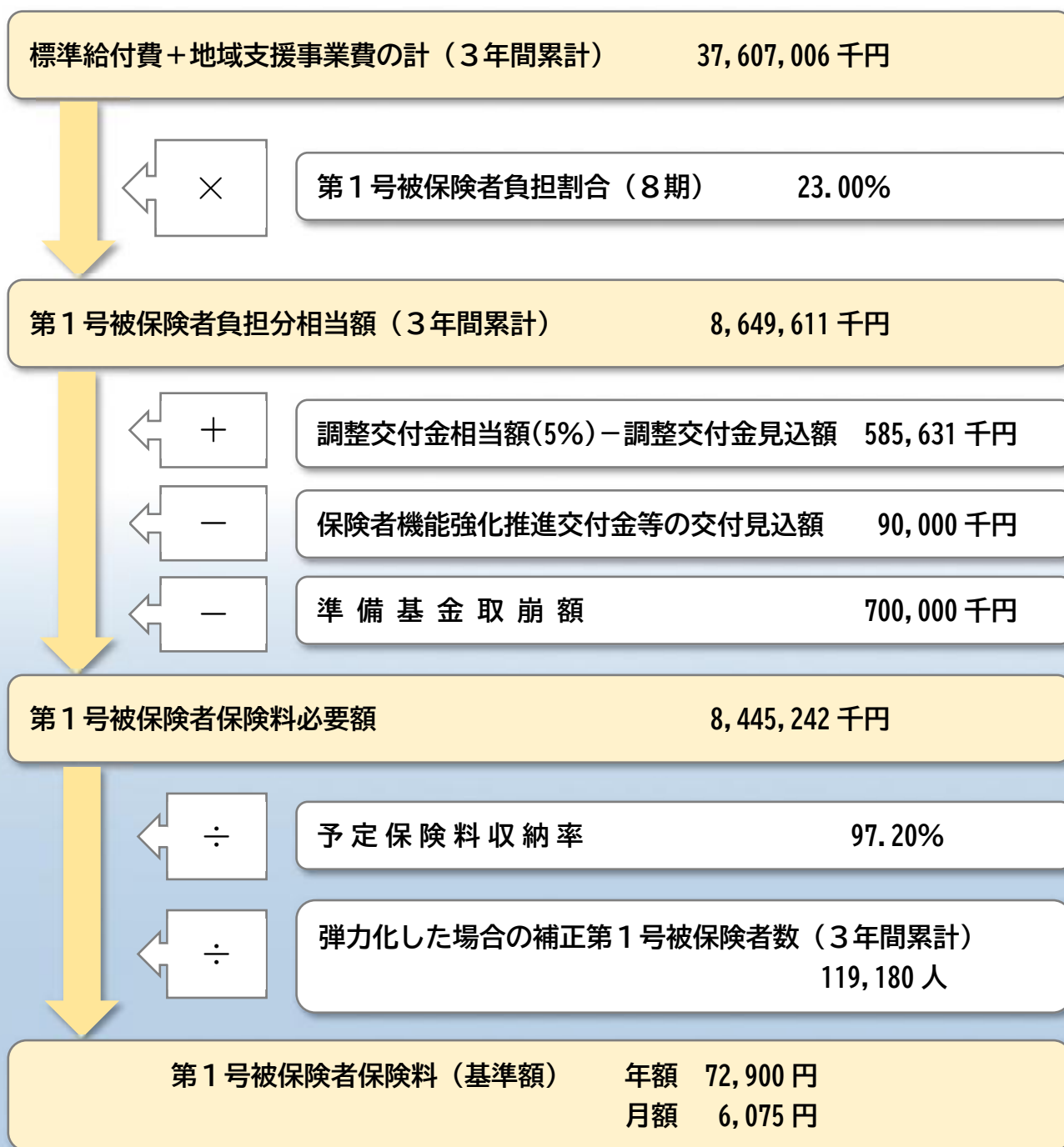
包括的支援事業・任意事業費



(2) 第1号被保険者の保険料算定方法

第1号被保険者の保険料は、計画期間の令和3(2021)年度から令和5(2023)年度に必要な介護給付費、地域支援事業費等の総額から、国、県、市の負担分及び第2号被保険者の保険料を差し引いた額を第1号被保険者数で除して算出します。

【第1号被保険者保険料の算出フロー】



10 所得段階別介護保険料の設定

第8期の第1号被保険者保険料

所得段階	対象区分		基準額に対する割合	保険料額 (年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人 		0.50 (0.30)	36,400円 (21,800円)	
第2段階	本人が市民税非課税者	市民税非課税者 世帯員全員が	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.70 (0.45)	51,000円 (32,800円)
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人	0.75 (0.70)	54,600円 (51,000円)	
第4段階		市民税課税者 世帯員に	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	0.90	65,600円
第5段階 (基準額)		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	1.00	72,900円	
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人		1.20	87,400円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		1.30	94,700円	
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		1.50	109,300円	
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人		1.70	123,900円	
第10段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人		1.85	134,800円	
第11段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人		2.00	145,800円	

※（ ）内は公費負担による保険料軽減後の割合と額



ご長寿いきいき富士山（^{みんななろう}3776）計画
第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行 静岡県富士宮市
編集 富士宮市 保健福祉部 高齢介護支援課
〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
TEL：0544-22-1141
e-mail：kaigo@city.fujinomiya.lg.jp
発行年月 令和3（2021）年3月